

令和6年7月中野市農業委員会総会会議録

中野市農業委員会告示第4号

令和6年7月30日（火）午後2時00分

市役所4階 会議室41・42・43

○議事日程

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名委員指名
- 4 附議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について
 - 議案第4号 農用地利用配分計画（案）に係る意見について
 - 議案第5号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
 - 議案第6号 農地法第2条第1項の農地に該当しない土地（非農地）の農地台帳からの除外に関する取消について
- 5 その他
- 6 閉会

○出席委員

農業委員（20名）

桜沢いづみ委員、高橋一幸委員、坂本秀文委員、小林真一委員、高橋直樹委員
春日雄司委員、池田眞貴子委員、藤田清隆委員、大澤操委員、市川壽善委員
芋川一浩委員、丸山和広委員、田川新治委員、武田利彦委員、小林美代子委員
竹前博文委員、土屋稔委員、関紀子委員、山田喜英委員、増田善行委員

農地利用最適化推進委員（17名）

小林剛委員、中山喜正委員、宮崎喜久雄委員、堀内和幸委員、竹内久委員
高山文雄委員、小林宗和委員、若林栄吉委員、霜島明彦委員、風間伸一委員
小林和夫委員、堀米義徳委員、大原善彦委員、神田満委員、清野澄夫委員
北澤公司委員、高山弥委員

○欠席委員

なし

○職務のため出席した農業委員会事務局職員の職氏名次のとおり

農業委員会事務局長	小林 雄一
〃 事務局長補佐	芋川 隆志
〃 事務局	池田 翔大

(開会)
事務局（小林局長）

(午後 2 時 00 分)

皆様お疲れさまでございます。ただ今から令和 6 年 7 月総会をはじめさせていただきます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードに設定願います。それではここで出席人数の報告をいたします。ただいまの出席委員数は、農業委員 20 名中 20 名、推進委員 17 名中 17 名であります。

それでは、会長からごあいさつをいただき以降の進行もお願いいたします。

議長（増田会長）

(あいさつ 略)

先ほどの報告どおり出席委員数が定足数に達しておりますから、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、会議は成立いたしました。ただちに会議を開きます。

日程 3、議事録署名委員の指名につきまして、9 番 大澤操委員、10 番 市川壽善委員を指名いたします。議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第 31 条及び中野市農業委員会会議規則第 9 条に、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関しては、その議事に参与することができない」との規定がございます。本日の議案の中でこの規定に該当される委員がいらっしゃいましたらお申し出ください。

事前に 7 番 池田眞貴子委員、16 番 竹前博文委員からは関連ある議案がある旨の連絡がございました。該当案件の審議の際は、退席願います。なお、私が関連する議案もありますので、その際は退席し、議長を職務代理の高橋一幸委員に交代いたしますのでよろしくお願いします。

日程 4、附議事項に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題いたします。なお、番号 5 番は、私が関係する案件ですので、先程申し上げたとおり、その際は退席し、議長を 高橋 一幸委員に交代いたします。それでは、議案第 1 号のうち、番号 1 番から 4 番までを審議いたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（芋川局長補佐）

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

番号 1 番、譲渡人、住所・氏名、新井、〇〇〇〇

譲受人、住所・氏名、新井、〇〇〇〇

申請地、新井〇〇〇〇、畑、外 3 筆、総面積 1164 平方メートル

申請理由：経営規模拡大のため

番号 2 番、譲渡人、住所・氏名、永江、〇〇〇〇

譲受人、住所・氏名、永江、〇〇〇〇

申請地、穴田〇〇〇〇、田、外 5 筆、総面積 4040 平方メートル

申請理由：経営規模拡大のため

番号3番、譲渡人、住所・氏名、大俣、〇〇〇〇
譲受人、住所・氏名、大俣、〇〇〇〇
申請地、大俣〇〇〇〇、畑、面積 234 平方メートル
申請理由：経営規模拡大のため

番号4番、譲渡人、住所・氏名、山ノ内町、〇〇〇〇
譲受人、住所・氏名、栗林、〇〇〇〇
申請地、栗林〇〇〇〇、田、外5筆、総面積 1278 平方メートル
申請理由：経営規模拡大のため

以上、番号1番から4番の案件につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、農地法第3条第2項の各号に掲げる許可することができない条件について確認したところ該当していないものと考えます。このため、いずれも許可要件を満たすものと考えます。 以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対してご質問ご意見ありましたら、農業委員は議席番号と氏名を述べてから、推進委員は地区名と氏名を述べてからご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。 議案第1号のうち、番号1番から4番までを原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第1号のうち、番号1番から4番までを原案のとおり許可することに決しました。

（増田会長退席）

高橋会長職務代理

引き続き、議案第1号のうち、番号5番を審議いたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（芋川局長補佐）

番号5番、譲渡人、住所・氏名、山ノ内町、〇〇〇〇
譲受人、住所・氏名、栗林、〇〇〇〇
申請地、栗林〇〇〇〇、田、外3筆、総面積 703 平方メートル
申請理由：経営規模拡大のため

以上、番号5番の案件につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、農地法第3条第2項の各号に掲げる許可することができない条件について確認したところ該当していないものと考えます。このため、いずれも許可要件を満たすものと考えます。 以上であります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見ありましたら、ご発言願いま

す。

ありませんければ、お諮りをいたします。 議案第1号のうち、番号5番について原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第1号のうち、番号5番について原案のとおり許可することに決しました。

(増田会長入室)

議長（増田会長）

次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（芋川局長補佐）

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について

番号1番 申請者、譲受人、住所・氏名、 若宮、〇〇〇〇

譲渡人、住所・氏名、 静岡県沼津市、〇〇〇〇

申 請 地： 若宮〇〇〇〇、畑、面積 94 平方メートル

申請内容： 住宅 敷地

申請理由： 住宅地と隣接する申請地を取得し、自家用車3台分の駐車場敷地としたい。

2種農地 法5-②-II（消極的2種）

番号2番 申請者、譲受人、住所・氏名、 長野市、〇〇〇〇

譲渡人、住所・氏名、 一本木、〇〇〇〇

申 請 地： 一本木〇〇〇〇、畑、面積 347 平方メートル

申請内容： 住宅 敷地

申請理由： 現在アパート長野市内で住まいであるが、両親の住まいの隣接地である申請地を使用貸借し住宅を新設したい。

2種農地 法5-②-II（消極的2種）

既存敷地 58.5 平方メートル 全体敷地 405.5 平方メートル

番号3番 申請者、譲受人、住所・氏名、 東京都港区六本木、〇〇〇〇

譲渡人、住所・氏名、 下高井郡木島平村、〇〇〇〇

申 請 地： 田上〇〇〇〇、畑、外1筆、総面積 7793 平方メートル

申請内容： 蓄電所 敷地

申請理由： 申請地を取得し、蓄電事業を行うための蓄電所を設置したい。

2種農地 法5②II （消極的2種）

番号4番 申請者、譲受人、住所・氏名、 東京都世田谷区、〇〇〇〇

譲渡人、住所・氏名、 一本木、〇〇〇〇

申 請 地： 一本木〇〇〇〇、畑、面積 549 平方メートル

申請内容： 住宅 敷地

申請理由： 申請地を取得し、東京から移住するための住宅を新築したい。

2種農地 法5②Ⅱ（消極的2種）

番号5番 申請者、譲受人、住所・氏名、 飯山市、〇〇〇〇

譲渡人、住所・氏名、 長野市、〇〇〇〇

申請地： 新保〇〇〇〇、畑、面積 298 平方メートル

申請内容： 住宅 敷地

申請理由： 申請地を取得し、飯山から移住するための住宅を新築したい。

2種農地 法5②Ⅱ（消極的2種）

番号6番 申請者、譲受人、住所・氏名、 吉田、〇〇〇〇

譲渡人、住所・氏名、 吉田、〇〇〇〇

申請地： 吉田〇〇〇〇、畑、外1筆、総面積 644 平方メートル

申請内容： 店舗併用住宅 敷地

申請理由： 申請地を取得し、ペットサロン店舗兼住宅を新築したい。

2種農地 法5②Ⅱ（消極的2種）

農振除外 令和6年6月3日

番号7番 申請者、譲受人、住所・氏名、 東京都東久留米市、〇〇〇〇

譲渡人、住所・氏名、 小田中、〇〇〇〇

申請地： 三好町二丁目〇〇〇〇、畑、面積 337 平方メートル

申請内容： 住宅 敷地

申請理由： 申請地を取得し、東京から移住するための住宅を新築したい。

3種農地 則44（都市計画法の用途地域）

番号8番 申請者、譲受人、住所・氏名、 西条、〇〇〇〇

譲渡人、住所・氏名、 西条、〇〇〇〇

申請地： 西条〇〇〇〇、畑、面積 145 平方メートル

申請内容： 住宅 敷地

申請理由： 申請地を取得し、実母の介護をするための住宅を新築したい。

2種農地 法5②Ⅱ（消極的2種）

以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見等ありましたら、ご発言願います。

桜沢いづみ委員 番号3番について、蓄電施設とあるが太陽光発電施設とは違うのでしょうか。

事務局（芋川局長補佐） 全くの別物となっています。蓄電施設は価格が安い時間帯に電気を買
い、蓄電し、高い時間帯に売ることによりその価格差で利益を出す事業
となっています。

議長（増田会長） 他にありませんければ、お諮りをいたします。議案第2号について
原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第2号については原案のとおり許可
することに決しました。

次に、議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題と
いたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（池田主事） 議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について
（説明）

以上については、経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づ
き、農地の全てを効率的に利用出来ると見込まれることから、許可要
件を満たしているものと考えます。以上であります。

議長（増田会長） ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言願いま
す。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第3号について、原
案のとおり決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第3号については、原案のとおり決
定することに決しました。

つぎに議案第4号 農用地利用配分計画（案）に係る意見について議
題といたします。なお、番号5番は、16番 竹前博文委員が関係する案
件であるため、後ほど審議いたします。それでは議案第4号のうち、番
号1番から4番までを審議いたします。事務局から議案説明をお願いし
ます。

事務局（池田主事） 議案第4号 農用地利用配分計画（案）に係る意見について
（説明）

以上については、経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき、
農地の全てを効率的に利用出来ると見込まれることから、許可要件を満
たしているものと考えます。以上であります。

議長（増田会長） ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言願いま
す。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第4号のうち、番号1
番から4番までを意見なしと決定することに賛成委員の挙手をお願い
します。

挙手全員であります。よって議案第4号のうち、番号1番から4番

までを、意見なしと決定することに決しました。

(竹前博文委員退席)

引き続き、議案第4号のうち、番号5番を審議いたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（池田主事） (説明)

議長（増田会長） ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第4号のうち、番号5番について、意見なしと決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります、よって議案第4号のうち、番号5番について、意見なしと決定することに決しました。

(竹前博文委員入室)

つぎに議案第5号 農業経営改善計画の認定に係る意見について議題とします。なお、番号2番は7番 池田眞貴子委員が関係する案件であるため、後ほど審議いたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（池田主事） 議案第5号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
(説明)
以上であります。

議長（増田会長） ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第5号のうち、番号1番、3番、4番を適とすることに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第5号のうち、番号1番、3番、4番を適とすることに決しました。

(池田眞貴子委員退席)

引き続き、議案第5号のうち、番号2番を審議いたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（池田主事） (説明)

議長（増田会長） ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第5号のうち、番号2番を適とすることに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第5号のうち、番号2番を適とする

ことに決しました。

(池田眞貴子委員入室)

次に議案第6号 農地法第2条第1項の農地に該当しない土地(非農地)の農地台帳からの除外に関する取消についてを議題とします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局(池田主事)

(説明)
以上です。

議長(増田会長)

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第6号について、原案のとおり、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地(非農地)の農地台帳からの除外に関する取消をすることに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第6号は、原案のとおり、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地(非農地)の農地台帳からの除外に関する取消をすることに決しました。

本日お願いしておりました議事は以上となります
事務局へお返しします。

事務局(小林局長)

増田会長お疲れ様でした。つづいて日程5 その他に入ります。

(説明)

全体を含めて何かありましたらお願いします。

ありませんければ、以上をもちまして、本日の中野市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後3時45分 閉会)